

清水町地域循環型社会形成推進 地域計画書

清水町地域循環型社会形成推進地域計画

清水町

平成 30 年 1 月 4 日

平成 30 年 11 月 日変更

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1)対象地域

構成市町村： 清水町地域（面積、豪雪、過疎地域）
面積： 402.251k m²（平成 29 年 5 月 1 日現在）
人口： 9,647 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）

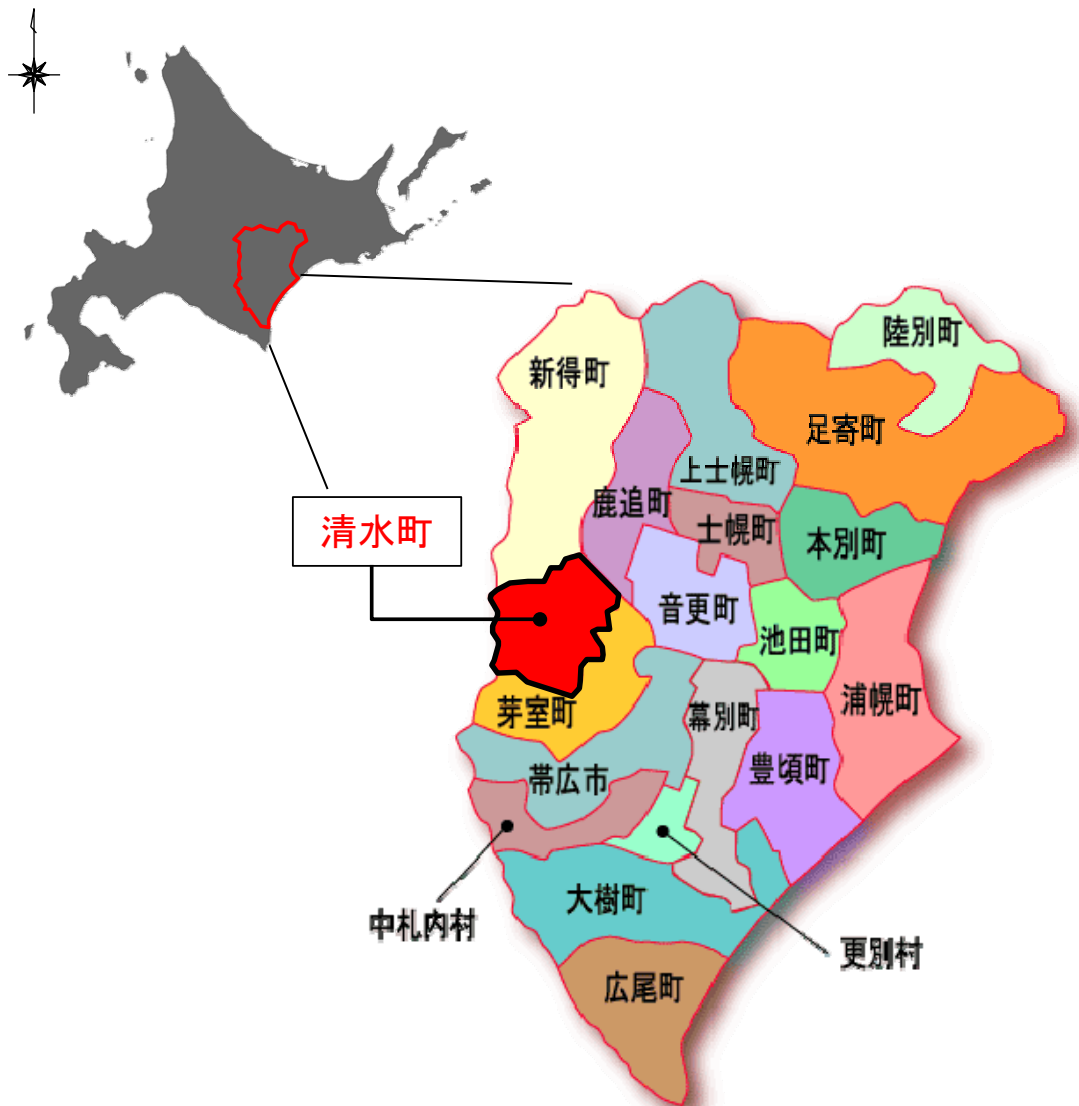


図 1 清水町の位置

(2)計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

(3)基本的な方向

本町は、農業を中心に発展してきた町であったが、高速道路の延長により、札幌や千歳からのアクセスも良く、美しい自然と豊かな緑を活かし、近年は観光にも力を注いでいる中で、事業系一般廃棄物の発生量は横ばい傾向にあるため、その発生抑制と再生利用の推進を図る。

生活系ごみについては、①分別の徹底による廃棄物の減量化、②資源ごみへの意識向上、③収集サービスの向上、などを大きな目的として、平成 31 年度の広域参画に伴い、収集の拡充と種類の見直しを行うとともに、ライフスタイル等の見直しによる排出抑制を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4)広域化の位置付け・検討

平成 9 年 12 月、北海道の「北海道ごみ処理広域化計画」において、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の 19 市町村が「十勝ブロック」として枠組され、平成 12 年度に「ごみ処理広域化計画」を策定しましたが、これより先の平成 8 年 10 月から十勝管内の効率的な廃棄物処理を目指し、中間処理施設「くりりんセンター」を供用開始しており、管内 9 市町村(帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町)にて、ごみ処理の広域化を進めている。

本町においても、し尿処理の広域処理に率先して参画してきたが、検討当時は、焼却処理及び破碎処理施設(以下「清掃センター」という。)や最終処分場施設の供用開始から数年しか経過していなかったため、ごみ処理に係る広域処理施設への参画を断念し、単町での処理を継続して行ってきた。

しかし、清掃センターも供用開始からすでに 26 年が経過し、処理能力の低下や施設の老朽化が進むなか、施設の更新や長寿命化による延命、広域との連携について平成 23 年度より検討を開始し、今後のごみ処理に対し将来的に最も相応しい方向性を見出すため平成 24 年 8 月に「清水町広域ごみ処理検討委員会」を立ちあげ検討を進め、平成 31 年度より広域処理へ参画することを決定し、十勝圏複合事務組合(以下「複合事務組合」という。)のごみ処理施設にて広域処理を行うこととしている。

尚、広域による資源化処理においては、平成 12 年度から第三セクター(株)ウインクリンの「十勝リサイクルプラザ」にて管内 8 市町村(帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町)の資源化を実施しているが、処理能力に限界があることから、今後広域処理に参画する自治体に対し、資源物の処理については、各町で取り扱うこととなっており、本町も資源化処理について、継続して町の資源リサイクルセンターで行うこととしている。

なお、現在の施設は、一部車庫を利用して選別・圧縮・保管を行っているなど、現在も受入選別スペースやストックヤードが不足し、一部の資源ごみのうち保管が困難なものは、焼却処理している状況にあり、新たなヤードの確保が急務となっていることから、既存の清掃センターの設備を解体撤去した処理棟内を資源ストックヤードとして活用する計画である。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物の処理

平成 28 年度の一般廃棄物の排出量、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め 3,078 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 765 トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は、24.9%である。

中間処理による減量化は 1,613 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 5 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 22.8%にあたる 700 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 1,958 トンである。焼却施設では、温水の場内利用(給湯、暖房)を行っている。

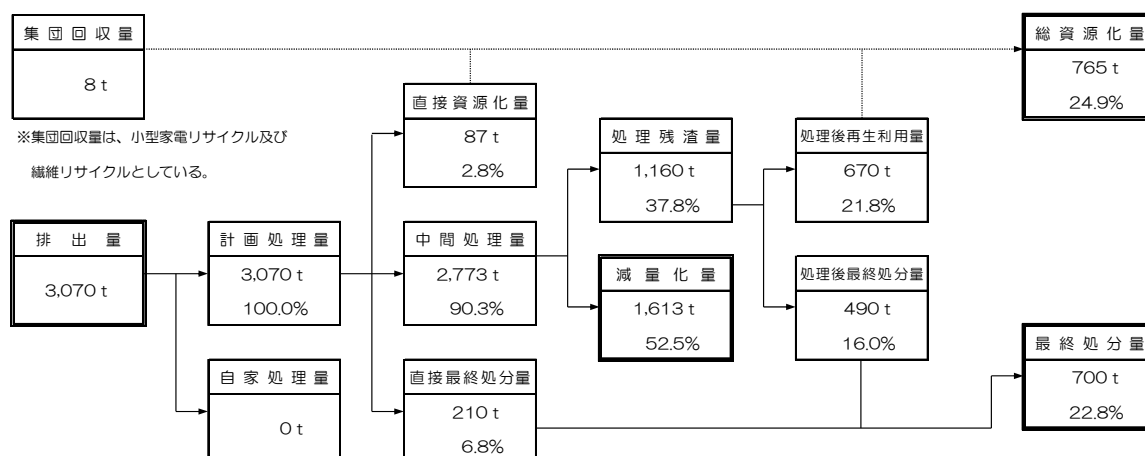


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 28 年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して減量化・再利用化に関する目標量を表 1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

平成 35 年度の一般廃棄物の排出、処理状況については図 3 に示すとおり見込んでいる。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 ^{※1} ） （平成28年度）	目標（割合 ^{※1} ） （平成35年度）
排 出 量	事業系 総排出量	730 トン	658 トン (－ 9.9%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1,349 トン/事務所	1,196 トン/事務所 (－ 11.3%)
	生活系 総排出量	2,340 トン	2,015 トン (－ 13.9%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	177 kg/人	150 kg/人 (－ 15.3%)
合計	事業系生活系排出量合計	3,070 トン	2,673 トン (－ 12.9%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	87 トン (2.8%)	59 トン (2.2%)
	総資源化量	765 トン (24.9%)	811 トン (30.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	- MWh	800 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	1,613 トン (52.5%)	1,567 トン (58.6%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	700 トン (22.8%)	301 トン (11.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当り排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当りの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《 定 義 》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : 熱回収施設においては発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と中間処理後の残さ量の差[単位:トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量[単位:トン]

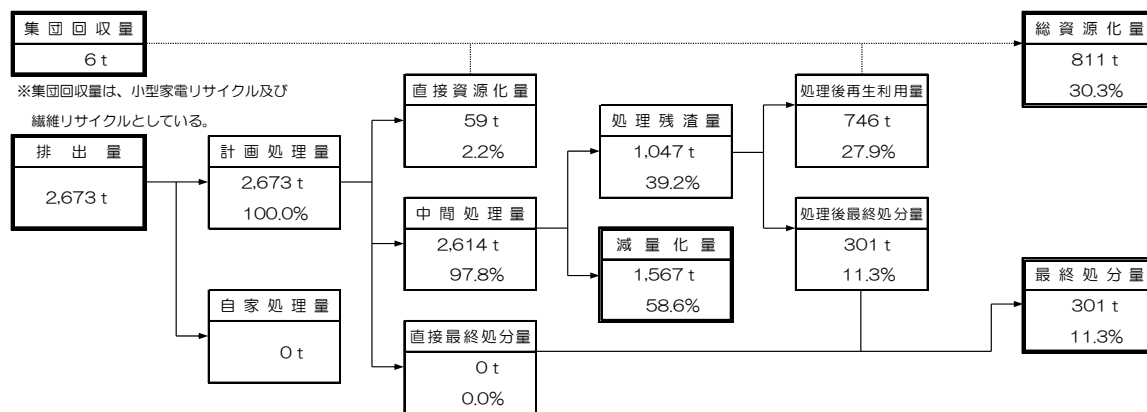


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー(平成 35 年度)

3. 施策の内容

(1)発生抑制・再使用の推進

1) 有料化

現在、資源ごみを除くごみに関しては、平成 15 年 4 月より有料収集袋の導入や清掃センターでの直接搬入ごみに対して有料化を開始しているが、平成 31 年度からの広域処理への参画に合わせ、収集袋の単価は据え置く計画であるが、広域施設へ直接搬入されるごみの単価を広域の単価に合わせて変更するほか、一部清掃センターで中継する事業系の直接搬入ごみの単価に関しては中継運搬費用を合わせ大幅な見直しを実施していく。

2) 環境教育・普及啓発、助成制度

以前から小学校での環境教育は行っているが、今後は更なる普及啓発のため、以下のとおり対応していく。

- ①ホームページ、広報誌、パンフレット等の広報媒体を通じてごみ処理の現状や3Rに関する情報提供・普及活動を積極的に行う。
- ②ビデオ教材や副読本等を利用した教育啓発活動、町民出前講座や施設見学会等のイベントの開催等、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図る。
- ③事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、事業系ごみ処理ガイドブックの作成・配布を行う。
- ④食品ロスの軽減を目指し、食品を扱う事業所に対しての情報提供や普及活動を積極的に行う。

3) マイバック運動の実施

ライフスタイルを見直し、日常生活のあらゆる場面においてごみを発生させない、出さないことの実践として、過剰包装の抑制も含めたマイバック運動・レジ袋対策は、定着しつつあるが、今後さらに意識の向上を図るため、各種団体および関係機関との連携による運動の展開を実施する。

4) 小型家電・衣料リサイクルの推進

小型家電リサイクルや繊維リサイクルの推進を図るため、回収ボックスの増設等を検討するほか、今後も周知徹底しリサイクルを推進する。

5) ごみ減量化・リサイクルの進行管理

ごみ減量化・リサイクルの進行管理を行い、住民が積極的に取り組む体制をつくる。

(2)処理体制

1) 生活系ごみ処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、別紙 1 のとおりである。

現在、本町のごみ処理については、平成 30 年度まで燃やせるごみを町の清掃センターの焼却施設で処理し、燃やせないごみと大型ごみは破碎選別処理を行っており、処理残渣は同センターの最終処分場で埋立処分している。

今後は、平成 31 年度から燃やせるごみ及び燃やせないごみ、大型ごみは、複合事務組合の「くりりんセンター」へ搬入し焼却処理施設と破碎処理施設でそれぞれ処理し、残渣も複合事務組合の最終処分場「うめーるセンター美加登」で埋立処分する計画であり、分別区分と処理方法を複合事務組合に合わせ統一化していくことから、新たな分別区分の徹底と、ごみの減量化・資源リサイクルの推進を図る。

なお、資源ごみに関しては、広域で資源化処理を行っている第三セクター(株)ウインクリンの「十勝リサイクルプラザ(管内 8 市町村 帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町)」の処理能力に限界があることから、今後広域処理に参画する自治体に対し、資源物の処理については、各町で取り扱うこととなっており、本町も資源化処理について、継続して町の資源リサイクルセンターで行う計画である。

しかし、現在の施設は、一部車庫を利用して選別・圧縮・保管を行っているなど、現在も受入選別スペースやストックヤードが不足し、一部の資源ごみのうち保管が困難なものは、焼却処理している状況にあり、新たなヤードの確保が急務となっていることから、既存の清掃センターの機械設備の解体撤去後のスペースを活用し、空き缶及び廃プラスチック類の選別、圧縮、梱包、保管を行う施設として、マテリアルリサイクル推進施設を整備し、円滑な資源ごみのリサイクルを進める。

2) 事業系ごみ処理体制

事業系ごみについては、生活系ごみの分別区分に準じ、事業者が自ら各施設まで搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して運搬している。

今後も平成 31 年度から生活系ごみの分別区分及び処理・処分に準じ、複合事務組合の「くりりんセンター」へ自ら搬入するか、許可業者へ依頼して運搬するものとするが、引き続き清掃センターに持ち込まれる一部の事業系ごみに関しては、清掃センターの受入ヤードに積替え用のコンテナを設置し、燃やせるごみと燃やせないごみに区分したのち、町のアームロール車でくりりんセンターまで運搬する計画とする。

なお、資源ごみに関しては、町の資源リサイクルセンターで引き続き資源化処理を行う計画であるが、事業系ごみに関しては、分別も十分に進んでいないことから、資源ごみの処理手数料の見直し(無料化等)を検討し、分別の徹底と排出抑制を図る。

3) 今後の処理体制の要点

- ◇ 平成 31 年度から、複合事務組合の広域処理へ参画する。
- ◇ 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、広域施設(焼却施設)において熱回収(発電)を行う。
- ◇ 広域処理への参画に合わせ廃止する清掃センターの機械設備の解体撤去を行うとともに、処理棟内の空スペースを空き缶、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル推進施設として整備を図る。
- ◇ 事業系ごみの減量化・資源ごみ分別の徹底を図る。

(3)処理施設の整備

上記(2)処理体制で示したごみ処理をすすめるため、表2のとおり必要な施設整備を行う。

表2 整備する処理施設の概要

番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	資源ストックヤード 整備事業 ①缶選別機 ②缶圧縮機 ③廃プラスチック類 の圧縮梱包機	200 m ² ① 0.2 t/日 ② 0.2 t/日 ③ 0.5 t/日	北海道清水町 字羽帯 83 番 地 8	H31~H32

(整備理由)

事業番号1 マテリアルリサイクル推進施設の整備

平成 31 年度からの広域移行後、既存の焼却施設と破碎施設の機械設備を解体撤去し、撤去後の処理棟内部を改修して、不足しているスペースを確保するため、缶類と廃プラスチック類の資源ストックヤードとして有効利用する。

(4)施設整備に関する計画支援事業

マテリアルリサイクル推進施設整備に伴う計画支援事業は、表3のとおりとする。

表3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	清掃センターの解体工事及び資源ストックヤード施設に関わる調査計画業務	ダイオキシン類調査、解体計画、リサイクル施設計画(施設規模、基本設計等)、発注仕様書	H30

(5)その他の施策

1) ごみ減量化・資源化目標の設定と発信

町民、事業者、行政が共通の目標を共有し、3Rの取り組みを実践していけるよう、わかりやすい目標を設定し、町民、事業者へ広報等の情報媒体を利用して広く発信する。目標の達成度は随時公表する。

2) 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任・拡大排出者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、減量化計画の策定指導を行うなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

3) 行政における率優先的取り組み

町も自ら排出抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会形成に向けた行動を率先して実行する。

4) 不適正処理・不法投棄対策の強化

不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

5)災害時の廃棄物処理に関する基本方針

■ 災害時の連絡体制の確立

平常時から防災会議を開催するなど防災に係る組織体制の整備・充実を図る。また、災害発生時は、複合事務組合の構成市町村と連携して災害対策本部を立上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応する。

■ 国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、複合事務組合及び構成市町だけでは対応しきれない状況になることも想定されるので、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行う。

■ 防災体制の整備

廃棄物処理施設の耐震化診断を実施し、必要な措置を講じます。また、災害時に必要となる設備・機材の確保等防災体制の整備に努めます。

災害発生に備え、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確認する」等の対策マニュアルを組合及び組合構成町村と共同で策定します。

■ 事前広報活動の実施

災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を利用して周知徹底を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び北海道と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

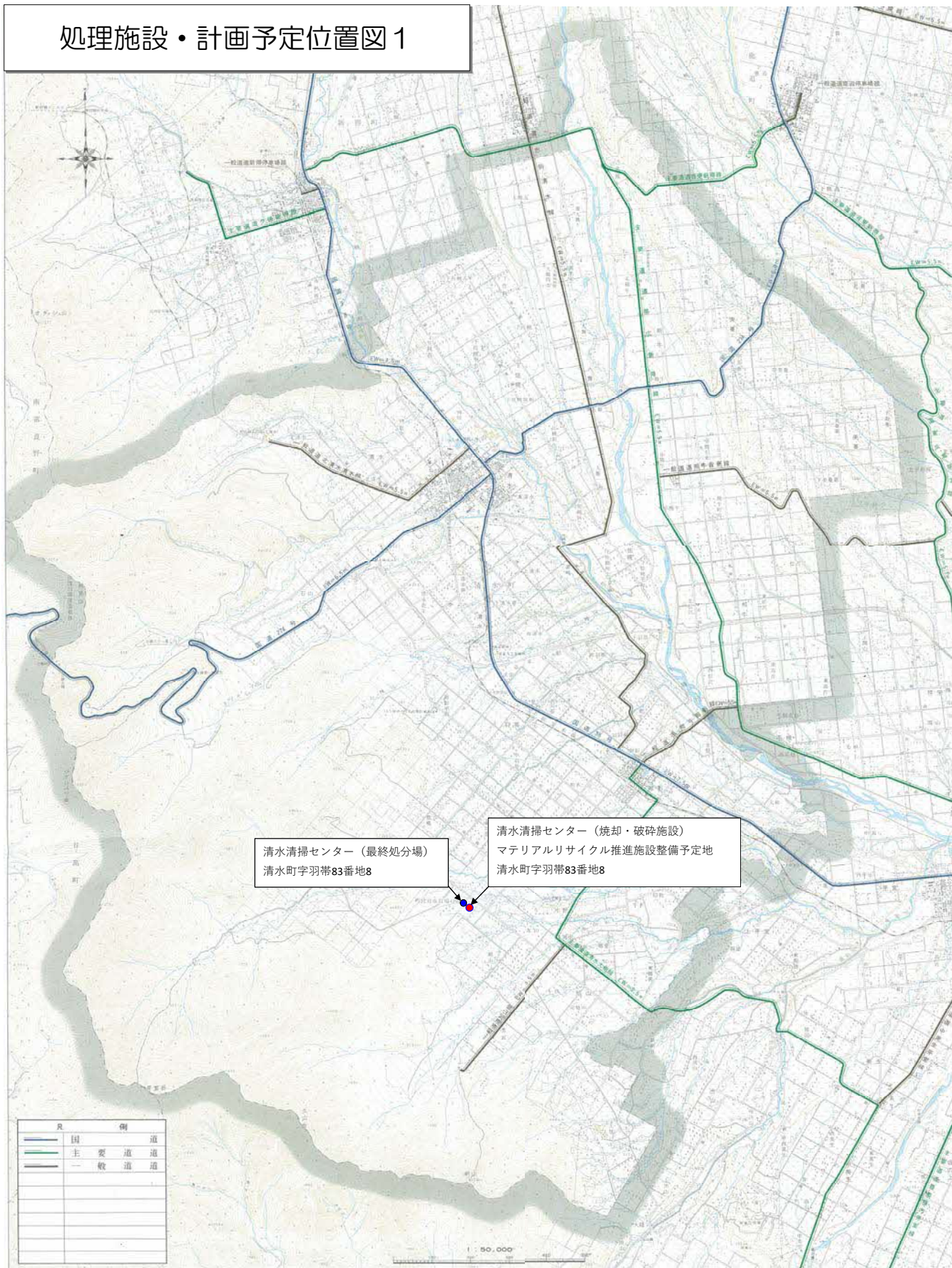
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

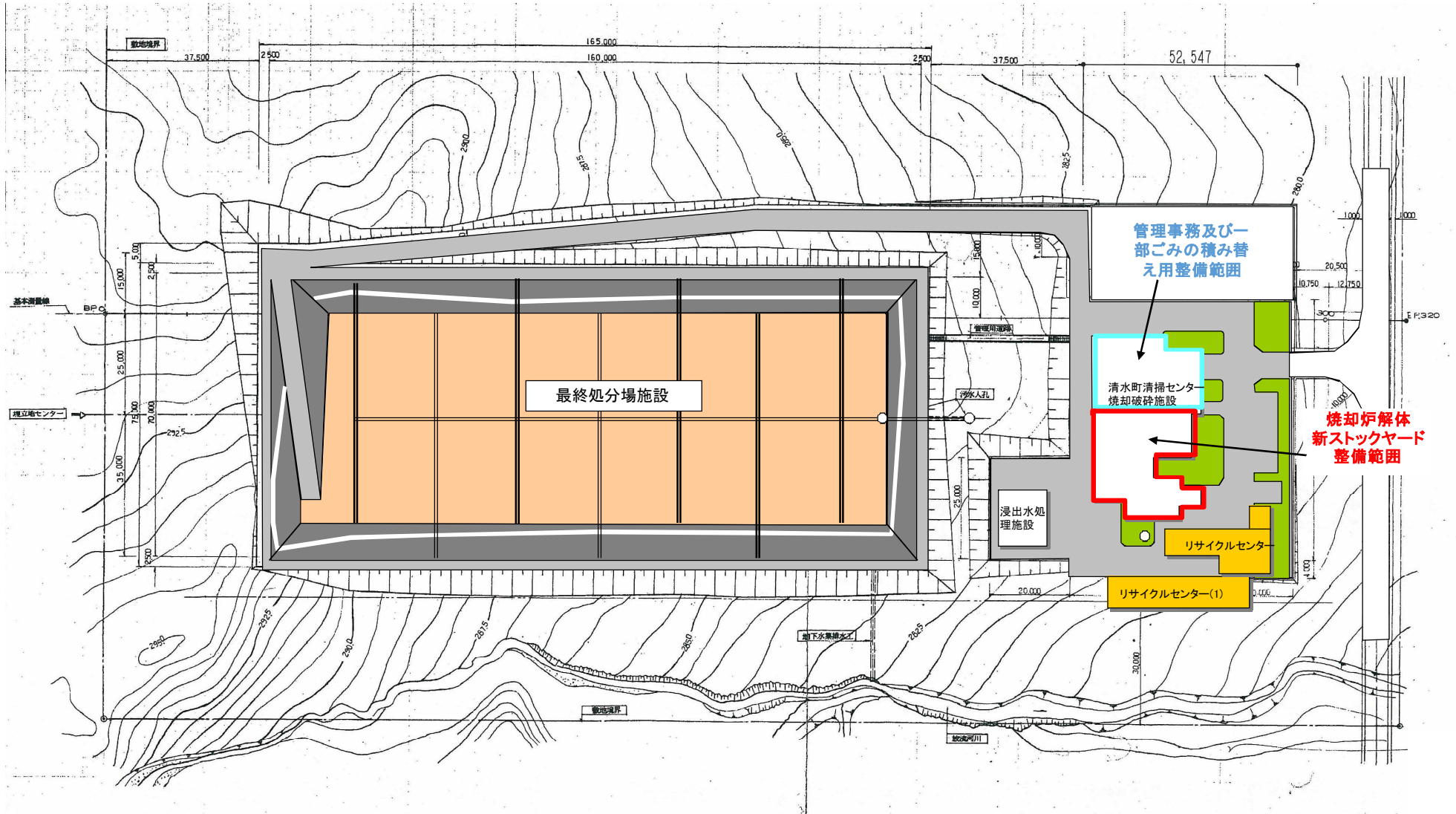
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

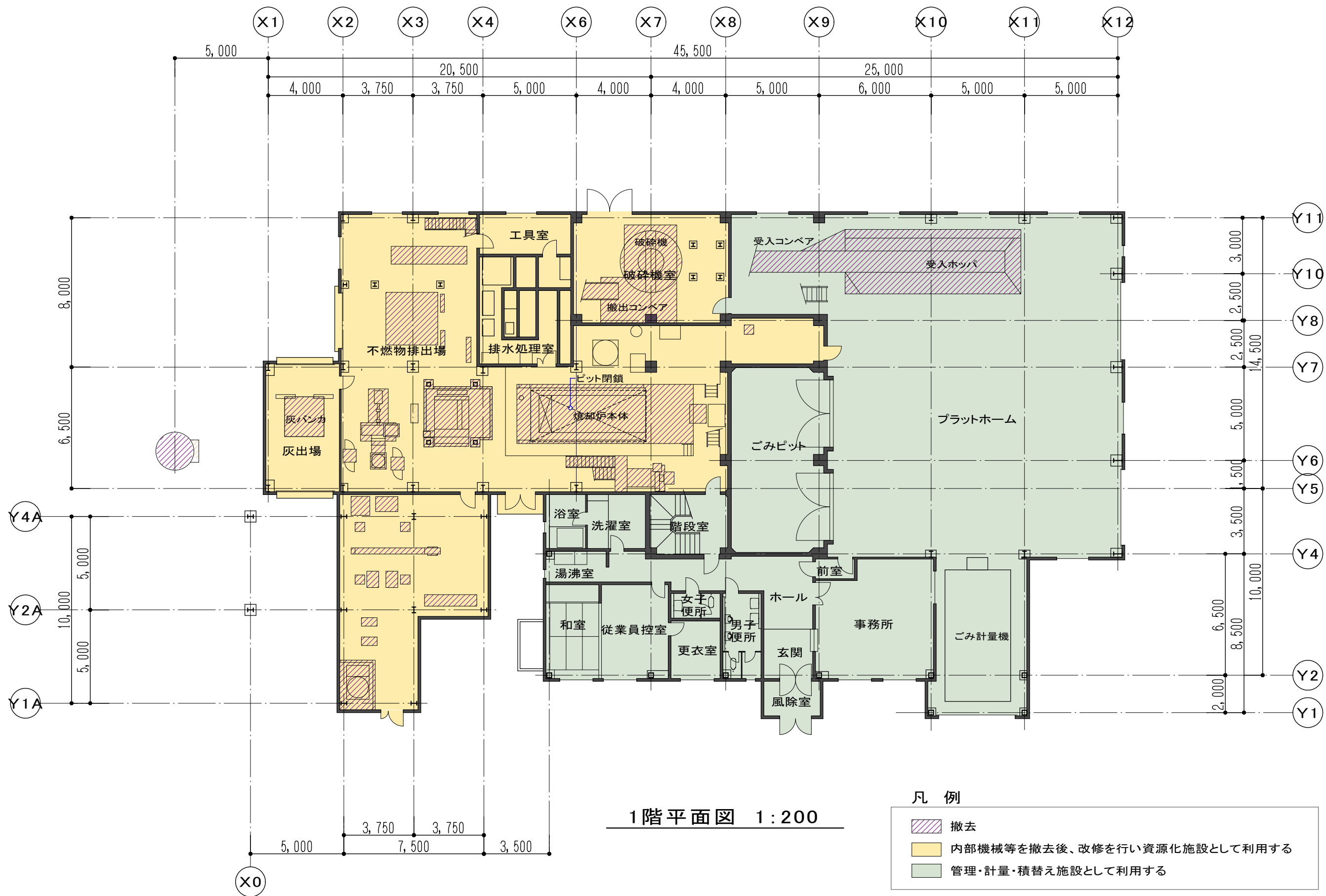
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

処理施設・計画予定位置図 1



清水町 マテリアルリサイクル推進施設配置計画図(計画)

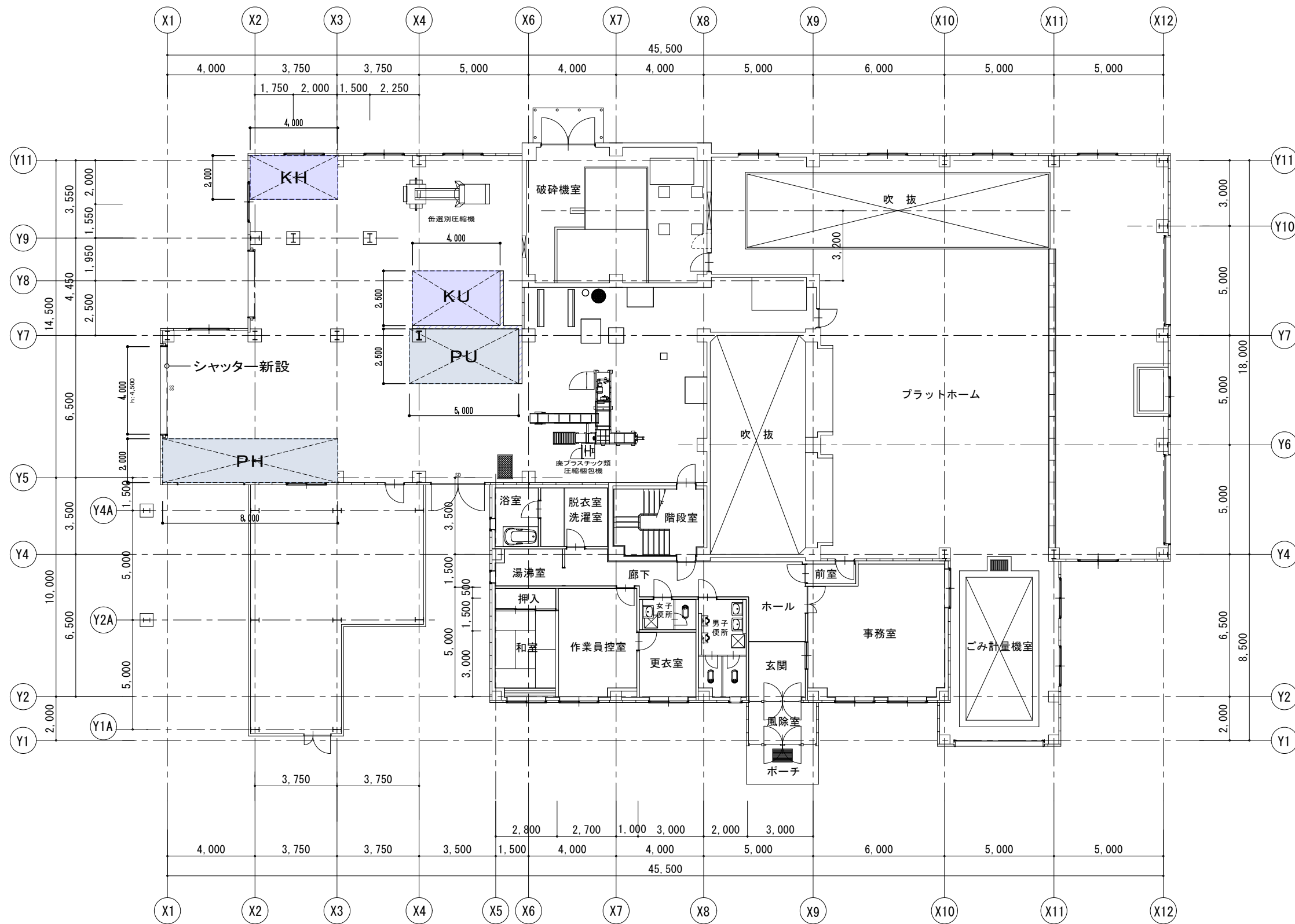




1階平面図 1:200

凡例

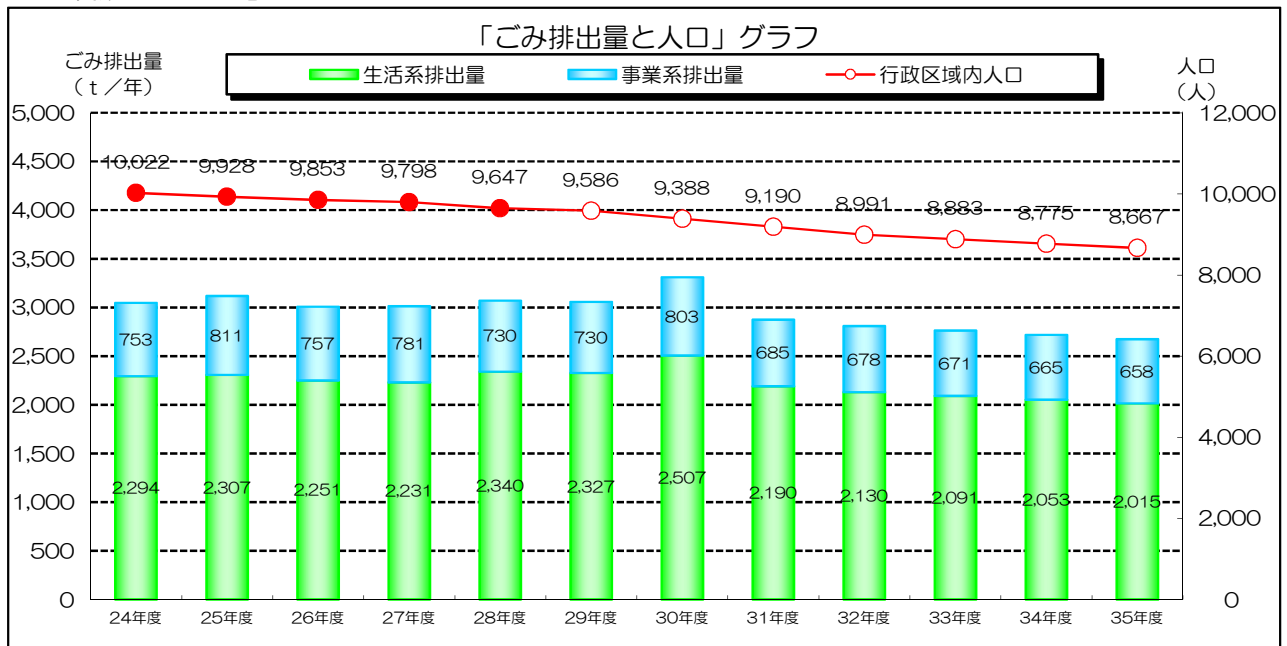
- 撤去
- 内部機械等を撤去後、改修を行い资源化施設として利用する
- 管理・計量・積替え施設として利用する



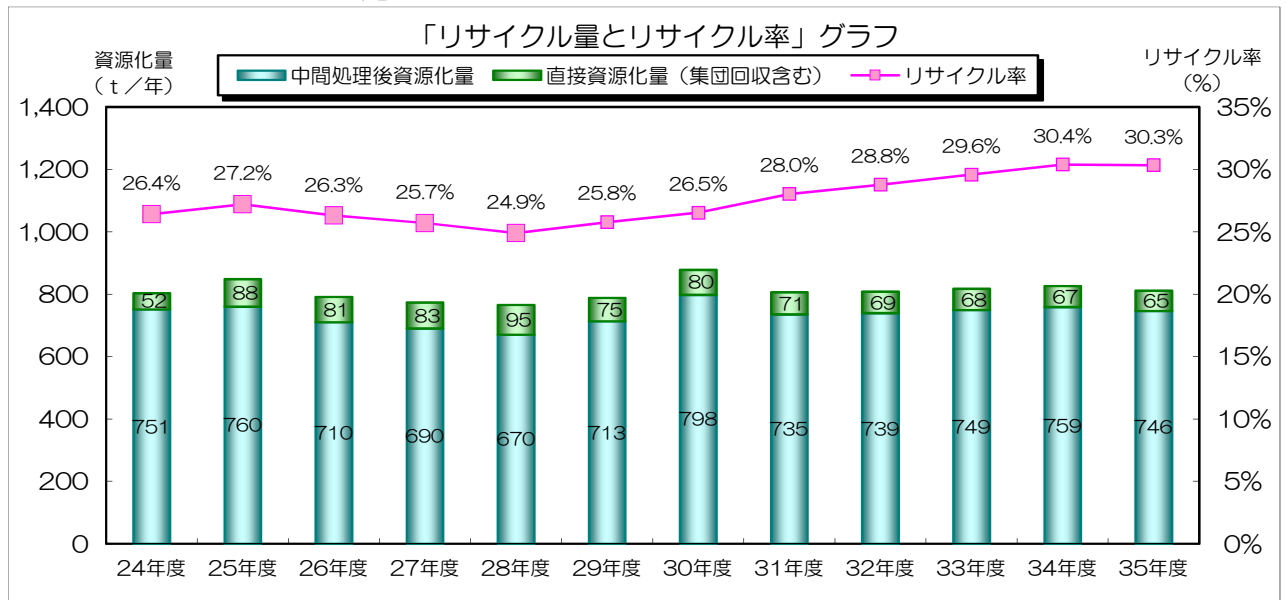
1階平面図 A1:S=1/100 A3:S=1/200

記号	名称	W	D	H	A	V
KU	缶類受入ヤード	4.0 m	2.5 m	1.5 m	10.00 m ²	15.00 m ³
KH	缶類保管ヤード	4.0 m	2.0 m	1.5 m	8.00 m ²	12.00 m ³
PU	廃プラスチック類受入ヤード	5.0 m	2.5 m	2.5 m	12.50 m ²	31.25 m ³
PH	廃プラスチック類保管ヤード	8.0 m	2.0 m	2.5 m	16.00 m ²	40.00 m ³

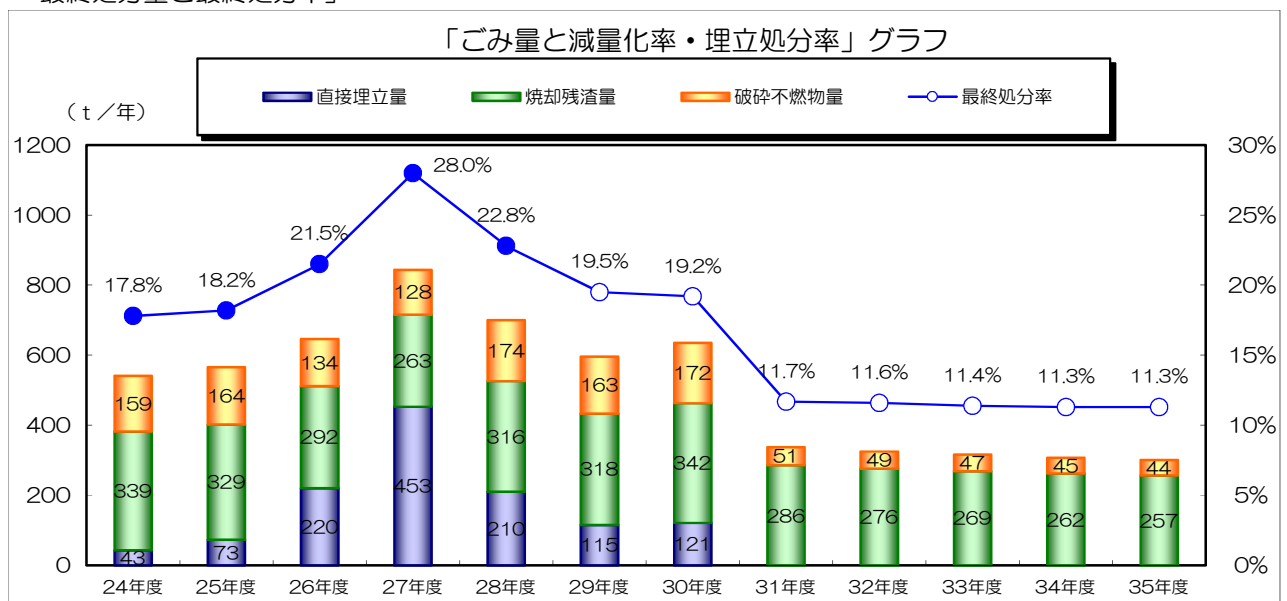
「ごみ排出量と人口」



「リサイクル量とリサイクル率」



「最終処分量と最終処分率」

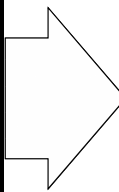


人 □：平成24年度～平成28年度は3月31日現在の実績値、平成29年度以降は予測値
 排出量等：平成24年度～平成28年度は実績値、平成29年度以降は予測値

別紙1 清水町のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平 成 28 年 度)				
分 別 区 分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	処 理 実 績 (t/年)	
燃やせるごみ	焼却処	(清水町) 清掃センター	1,892	
大型ごみ	選別・立焼却・埋	焼却・破碎・埋立	12	
燃やせないごみ			217	
缶 類	(リ選別・圧縮・保管)	(清水町) 資源ストックヤード	35	
ガラス瓶			75	
ペットボトル			31	
その他プラスチック製容器包装			54	
新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック			418	
その他紙製容器包装			37	
廃食用油			2	
金属類			民間	87

今 後 (平 成 35 年 度)								
分 別 区 分	処 理 方 法	処 理 施 設 等			処 理 計 画 (t/年)	分 別 区 分		
		一 次 処 理	二 次 処 理					
燃やせるごみ	焼却処	焼却処			1,621	燃やせるごみ		
大型ごみ	選別・立焼却・埋	破碎・選別・焼却処	(十勝環境複合事務組合) 一般廃棄物中間処理施設くりりんセンター	(十勝環境複合事務組合) 一般廃棄物中間処理施設くりりんセンター	19	大型ごみ (予約制)		
燃やせないごみ						259	燃やせないごみ	
缶 類	リサイクル(選別・圧縮・保管)	(清水町) 資源ストックヤード	選別・圧縮・保管	(売却) 引取業者	34	空き缶		
ガラス瓶				引取業者 (指定法人ルート)	101	空き瓶		
ペットボトル				引取業者 (指定法人ルート)	31	ペットボトル		
その他プラスチック製容器包装				引取業者 (指定法人ルート)	108	プラスチック製容器包装		
新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック				保 管	(売却) 引取業者	381	新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック	
その他紙製容器包装				選別・圧縮・保	引取業者 (指定法人ルート)	58	その他紙類	
廃食用油				保 管	引取業者	2	廃食用油	
金属類				売 却	民間	(売却) 引取業者	59	スプレー缶・金属類



リサイクル衣類	衣類回収ボックス	(引取業者) 再資源化業者	売却
---------	----------	---------------	----

リサイクル衣類	専用回収ボックス保管	保管・業者売却	(拠点回収) 衣類回収ボックス	(引取業者) 再資源化業者	回収	リサイクル衣類
---------	------------	---------	-----------------	---------------	----	---------

小型家電リサイクル	回 収	一定量になったら再資源化業者へ
-----------	-----	-----------------

小型家電リサイクル	専用回収ボックス	保管・業者引渡	(拠点回収) 保	再資源化業者	回収	小型家電リサイクル
-----------	----------	---------	----------	--------	----	-----------

廃乾電池	回 収	一定量になったら再資源化業者(野村興産)へ
------	-----	-----------------------

廃乾電池	専用回収ボックス	保管・業者引渡	(拠点回収) 保	保管後再資源化業者へ	送料負担で発送	廃乾電池
------	----------	---------	----------	------------	---------	------

家電リサイクル法対象品	直接販売店へ連絡	販売店が回収
-------------	----------	--------

家電リサイクル法対象品	直接販売店へ連絡	販売店が直接回収	直接回収	家電リサイクル法対象品
-------------	----------	----------	------	-------------

所有施設の概要

■焼却施設

	清水町清掃センター(焼却施設)
設置主体	清水町
所在地	北海道清水町字羽帯83番地8
処理能力	15 t/8h×1炉
竣工	平成 3 年 1 月
対象品目	可燃ごみ、破碎残渣(可燃)
処理方法	機械化バッチ燃焼方式
補助の有無	有(厚生省)

■破碎施設

	清水町清掃センター(破碎施設 焼却と併設)
設置主体	清水町
所在地	北海道清水町字羽帯83番地8
処理能力	7 t/5h
竣工	平成 3 年 1 月
対象品目	不燃ごみ、大型ごみ
処理方法	縦型高速回転式破碎処理+磁気選別+風力選別+トロンメル方式
補助の有無	有(厚生省)

■最終処分場

	清水町一般廃棄物最終処分場
設置主体	清水町
所在地	北海道清水町字羽帯83番地8
埋立面積	12,375m ² (第1期)
埋立容積	26,275m ³ (第1期)
竣工	平成4年 3月
埋立対象物	焼却残渣物、破碎不燃物、粗大ごみ
浸出水処理方法	回転円板法＋凝集沈殿法＋滅菌処理法 (処理能力 27m ³ /日)
補助の有無	有(厚生省)

■資源化施設

	清水町リサイクルセンター(ストックヤード)
設置主体	清水町
所在地	北海道清水町字羽帯83番地8
処理能力	3 t/日
竣工	平成5年 4月
対象品目	缶類、ビン類、ガラス類、古紙類、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル
処理方法	選別、圧縮、保管
補助の有無	有(厚生省)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成30年度）

1 地域の概要

(1)地域名	北海道 清水町地域	(2)地域内人口	9,647人 (H29年3月末現在)	(3)地域面積	402.25 k m ²
(4)構成市町村等名	清水町	(5)地域の要件*	人口 (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) 山村 半島 (過疎) その他		
(6)構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し： 該当なし				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標 35年度 (28年度比)	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
排出量	事業系	総排出量 (t)	748	753	811	757	781	730	658 (9.9%減)
		事業所当たりの排出量 (t/事業所)	1.51	1.52	1.64	1.53	1.49	1.35	1.20
	生活系	総排出量 (t)	2,327	2,294	2,307	2,251	2,231	2,340	2,015 (13.9%減)
		1人当たりの排出量 (kg/人)	160	161	163	162	162	177	150
合計	事業系生活系排出量合計 (t)	3,075	3,047	3,118	3,008	3,012	3,070	2,673 (12.9%減)	
再生利用量	直接資源化量	40 (1.3%)	50 (1.6%)	78 (2.5%)	68 (2.3%)	79 (2.6%)	87 (2.8%)	59 (2.2%)	
	総資源化量	713 (23.2%)	803 (26.4%)	848 (27.2%)	790 (26.3%)	774 (25.7%)	765 (24.9%)	811 (30.3%)	
エネルギー回収	エネルギー回収量 (年間の発電電力量MWh)	-	-	-	-	-	-	800	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 t)	1,694 (55.1%)	1,705 (56.0%)	1,714 (55.0%)	1,584 (52.7%)	1,398 (46.4%)	1,613 (52.5%)	1,567 (58.6%)	
最終処分量	埋立最終処分量 (覆土含まず t)	668 (21.7%)	541 (17.8%)	566 (18.2%)	647 (21.5%)	844 (28.0%)	700 (22.8%)	301 (11.3%)	

※1:最終処分量には、し渣、一斉清掃量、連合からの飛灰処理物割当、覆土を含まない。

※2:別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力 (単位)	
焼却施設	清水町	機械化バッチ燃焼方式	有 環境省	15 t/日 (15t/8h×1炉)	H3.1	平成31年7月	①平成31年4月より広域処理へ移行するため(6月末までは残処理で継続) ②平成31年4月から受入ヤードを積替え施設として利用 ③焼却施設廃止後は設備の解体撤去を行い、撤去後の処理棟内を利用し、不足する資源ストックヤードとして利用する。	資源ストックヤード (空き缶、廃プラスチック類)	平成32年10月	①缶選別機 0.2 t/日 ②缶圧縮機 0.2 t/日 ③圧縮・梱包・保管 A= 200 m ²	
破碎施設 (焼却併設)		高速回転破碎方式 (破碎・選別)	有 環境省	7 t/日 (7t/5h)	H3.1	平成31年7月					
資源リサイクルセンター	清水町	選別・圧縮・保管方式	有 環境省	3 t/日 (3t/5h)	H5.4	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
最終処分場	清水町	一般廃棄物最終処分場 (第I期)	有 環境省	26,275m ³ /10年 12,375m ³	H4.4	平成35年3月	平成31年4月より広域処理へ移行するため平成31年7月に終了、平成35年3月までに廃止する計画	該当なし	該当なし	該当なし	
浸出水処理施設		回転円板方式		27 m ³ /日							

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成30年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
				単位	開始	終了	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	事業名称	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		平成 33年度	平成 34年度
○再生利用に関する事業						355,630	0	214,280	141,350	0	0	262,350	0	199,540	62,810	0	0	
容器包装リサイクル推進施設						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
分別回収拠点整備						0						0						
小規模ストックヤード整備						0						0						
簡易プレス機整備						0						0						
ごみ収集車整備						0						0						
生ごみリサイクル施設						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ高速たい肥化施設整備						0						0						
ごみ飼料化施設整備						0						0						
ごみメタン回収施設整備						0						0						
リサイクルセンター						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源ごみ選別施設整備						0						0						
破碎・選別施設整備						0						0						
不要品再生施設整備						0						0						
展示施設整備						0						0						
廃棄物原材料化施設整備						0						0						
ごみ固形燃料化施設整備						0						0						
ストックヤード整備	1	清水町	200㎡	H31	H32	355,630		214,280	141,350			262,350		199,540	62,810			
その他の施設整備等(施設名記載)						0						0						
○施設整備に関する計画支援に関する事業	31	清水町				18,036	18,036					18,036	18,036					
合 計						373,666	18,036	214,280	141,350	0	0	280,386	18,036	199,540	62,810	0	0	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実主 施 体	事業期間 交付期間		交付 金の 必要 の 否	事業計画					備 考	
					開 始	終 了		平成30 年 度	平成31 年 度	平成32 年 度	平成33 年 度	平成34 年 度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化の見直し	家庭系一廃・事業系一廃の有料化金額の見直し	清水町	30	34		検討、実施						
	12	環境学習・研修	ごみ教室開催 分別・資源化の徹底のための普及啓発	清水町	30	34		事業実施						
	13	マイバック運動の実施	各種団体および関係機関との連携による運動の展開	清水町	30	34		普及啓発						
	14	小型家電・衣料リサイクルの推進	小型家電及び繊維リサイクル品の推進普及	清水町	30	34		普及啓発						
	15	減量化・リサイクルの進行管理	ごみ減量化・資源リサイクルの推進と最終処分量の減量化	清水町	30	34		事業実施						
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別区分の徹底	十勝環境複合事務組合の分別区分の統一に伴い、新たな分別区分への徹底と、ごみの減量化・資源リサイクルの推進を図る。	清水町	30	34		統一化 へ向け 準備					普及啓発	
	22	事業系ごみ手数料の見直し	事業系ごみに関しては資源ごみの手数料の見直しを検討し、分別の徹底と排出抑制を図る。	清水町	30	34		有料化 の見直 し検討					事業実施	
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤードの整備	焼却施設解体 ストックヤードへの改築 選別・圧縮機の設置	清水町	31	32	○		建設					関連事業 31
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	計画支援	解体工事に係る調査・設計業務 (ダイオキシン類調査、解体発注仕様書等作成業務)	清水町	30	30	○	実施						関連事業 1
その他	41	ごみ減量化・資源化目標の設定と発信	共通の目標を共有、広報等の情報媒体を利用	清水町	30	34		普及啓発						
	42	多量排出事業者への減量化指導の徹底	計画的な事業系ごみの排出抑制対策	清水町	30	34		ごみの排出抑制対策						
	43	行政における率先的取り組み	循環型社会形成に向けた行動の実行	清水町	30	34		率先的取り組み						
	44	不適正処理・不法投棄対策の強化	監視・指導体制の強化	清水町	30	34		監視パトロール						
	45	災害時の廃棄物処理に関する基本方針	広域的な災害廃棄物処理の体制整備	清水町	30	34		体制整備						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式1-2の事業番号と一致させること。

施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	清水町
(2) 施設名称	資源ストックヤード(空き缶、廃プラスチック類)
(3) 工期	平成 31 年度 ~ 平成 32 年度
(4) 施設規模	(施設規模 0.70 t/日) 設備処理能力 0.70 t/日
(5) 処理方式	空き缶 選別・圧縮・保管 廃プラスチック類 圧縮・梱包・保管
(6) 地域計画内の役割	容器包装リサイクル法の完全実施後、不足するスペースを確保するため、空き缶と廃プラスチック類の選別・圧縮・保管を行う。整備対象は、缶類の選別機、プレス機の設置と廃プラスチック類の圧縮梱包設備とする。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無 建屋を除く焼却施設(破砕併用施設)の解体工事

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、廃プラスチック類の3種類
-------------	------------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクルの内訳	<p>① 分別収集回収拠点の整備 該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別収集・処理方法 ごみ容器の種類・設置基数 建築物の構造 <p>② 小規模ストックヤードの整備 焼却施設解体後のスペースを活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設規模 0.7 t/日 ストック対象物 空き缶、廃プラスチック類 <p>③ 選別機・プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理方法 (1) アルミ缶、スチール缶の選別 (2) 缶類のプレス機 (3) 廃プラスチック類の圧縮梱包機 処理能力 (1) アルミ缶、スチール缶の選別 0.20 t/日 (2) 缶類のプレス機 0.20 t/日 (3) 廃プラスチック類の圧縮梱包機 0.50 t/日 設置場所 北海道清水町字羽帯83番地8 <p>④ 電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入台数(積載量) 運行計画
------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 事業計画額	355,630 千円
------------	------------

計画支援概要

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	清水町		
(2) 事業目的	<u>資源ストックヤード（廃焼却炉解体含む）</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	調査・計画事業		
(4) 事業期間	平成 30 年度 ~ 平成 30 年度	平成 年度 ~ 平成 年度	平成 年度 ~ 平成 年度
(5) 事業概要	○焼却施設解体 ダイオキシン調査 施設解体計画書 ○リサイクル施設計画 リサイクル施設計画 発注仕様書作成業務		
(6) 事業計画額	18,036 千円 (消費税相当額を含む)	千円 (消費税相当額を含む)	